

岡 福 第 1 2 0 7 号
平成 2 9 年 3 月 2 2 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成 2 8 年 9, 1 0 月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成28年9，10月実施分）

福祉援護課

指摘事項

平成28年7月31日現在，滞納繰越分の収入未済額が，北ふれあいセンター使用料において134万円余（収納率0%），西ふれあいセンター使用料において26万円余（収納率0%），災害援護資金貸付元利収入において688万円余（収納率0%），私用光熱水費において82万円余（収納率0%）認められました。

特に，北ふれあいセンター使用料，西ふれあいセンター使用料，私用光熱水費については，滞納者への連絡や納付指導が行われていませんでした。

今後，これらの収入未済額の解消に格段の努力をしてください。

また，現年度分についても，新たな収入未済が生じないように要望します。

改善措置状況

ふれあいセンター使用料及び私用光熱水費については，電話や訪問により滞納者と接触を図り、生活状況等を聴取しています。災害援護資金貸付金元利収入については，納付催告とあわせ罹災後の生活状況把握に努め、納付や誓約書提出の働きかけも引き続き行っています。

今後とも納付催告に努めるとともに、生活困窮等の状況により、債権管理条例の適用も含めて検討し、適切に対処していきます。

なお、平成29年3月1日現在における収納額及び収納率は次のとおりです。

	収納額（円）	収納率（%）
北ふれあいセンター使用料	0	0
西ふれあいセンター使用料	0	0
私用光熱水費	0	0
災害援護資金貸付金元利収入	149,585	2.17